

神奈川県議会委員会条例の一部改正について（案）

1 改正の概要

- 平成29年第3回定例会で、本庁機関の見直しに伴い、「福祉子どもみらい局」、「健康医療局」及び「国際文化観光局」を設置するほか、「安全防災局」を「くらし安全防災局」に変更する等を内容とする神奈川県局設置条例の一部を改正する条例が成立した。
- これに伴い、神奈川県議会委員会条例を改正し、防災警察常任委員会の所管事項である「安全防災局」を「くらし安全防災局」に、県民・スポーツ常任委員会の所管事項である「県民局」を「国際文化観光局」に、厚生常任委員会の所管事項である「保健福祉局」を「福祉子どもみらい局及び健康医療局」に変更するとともに、委員会名称を「県民・スポーツ常任委員会」から「国際文化観光・スポーツ常任委員会」に改める。

2 新旧対照表

| 新 | | | 旧 | | |
|----------------------------------------|------------------------------------------------|-----|-----------------------------------|-----------------------------------------|-----|
| 別表（第1条関係） 常任委員会の名称、所管事項及び委員定数表 | | | 別表（第1条関係） 常任委員会の名称、所管事項及び委員定数表 | | |
| 名称 | 所管事項 | 定数 | 名称 | 所管事項 | 定数 |
| (略) | | | (略) | | |
| 防災警察 常任委員 会 | <u>くらし安全防災局</u> 、 公安委員会及び警察 本部に関する事項 | 1 3 | 防災警察 常任委員 会 | <u>安全防災局</u> 、公安委 員会及び警察本部に 関する事項 | 1 3 |
| (略) | | | (略) | | |
| <u>国際文化 観光・ス ポーツ常 任委員会</u> | <u>国際文化観光局</u> 及び スポーツ局に関する 事項 | 1 3 | <u>県民・ス ポーツ常 任委員会</u> | <u>県民局</u> 及びスポーツ 局に関する事項 | 1 3 |
| (略) | | | (略) | | |
| 厚生常任 委員会 | <u>福祉子どもみらい局</u> 及び <u>健康医療局</u> に関 する事項 | 1 3 | 厚生常任 委員会 | <u>保健福祉局</u> に関する 事項 | 1 3 |
| (略) | | | (略) | | |

3 施行日

平成30年4月1日から施行する。

4 経過措置

- (1) 改正前の条例による今回の改正の対象となっている常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の条例による常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなし、その任期は、改正前の常任委員会の委員の選任時の任期満了までの日とする。
- (2) 改正前の条例による常任委員会で審査又は調査中の事件は、改正後の条例により、その事件を所管する常任委員会に付議されたものとみなす。